

## 諫早市入札監視委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 1 日

19 諫契第 218 号

一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 23 諫契第 44 号

一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 諫契第 222 号

一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 3 諫契第 373 号

一部改正 令和 7 年 5 月 30 日 7 諫契第 180 号

(設置)

第 1 条 工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 18 年総務省・財務省・国土交通省告示第 1 号）第 2 の 1 の (2) に定める第三者機関として、諫早市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 工事のうち委員会が抽出し、又は指定したものに関し、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る落札者決定の内容等についての審議を行うこと。
- (3) 一般競争入札において競争参加資格がないと認めた理由及び指名競争入札において指名しなかった理由並びに随意契約において契約の相手方として選定しなかった理由に係る再苦情についての審議を行うこと。

- (4) 前3号のほか、市長からの依頼による案件について  
審議を行うこと。

(委員会組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験等を有する者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として年2回開催するものとする。ただし、第2条第3号及び第4号に係る審議に必要な会議については、随時開催するものとする。

- 2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の議決があるときは、この限りでない。
- 6 会議の議事の概要は、公開する。

(意見の具申又は報告)

第 6 条 委員会は、第 2 条各号の事務に関し審議をした場合において、改善すべき事項等があると認めたときは、市長に対して意見の具申を行うことができる。

2 委員会は、意見の具申を行ったときは、改善等の状況についての報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第 7 条 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることができない。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、企画財務部契約管財課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。